

# さいたま市 シニアユニバーシティ校友会 北浦和校協議会 第9期 規約

## 第1条 (名称)

本会は、さいたま市シニアユニバーシティ校友会 北浦和校協議会 第9期と称する。

## 第2条 (会員)

本会は、さいたま市 シニアユニバーシティ大学および大学院の北浦和校第9期を卒業した入会希望者をもって構成する。

## 第3条 (事務局)

本会の事務局は、本会会長宅に置く。

## 第二章 目的および事業

### 第4条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図るとともに、自主的な社会参加活動などへの意欲を助成し、もって会員の生きがいを高めることを目的とする。

### 第5条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 学習会(講演会、見学会等)の開催に関する事。
- (3) 専門部会(総務、企画、広報等)の活動に関する事。
- (4) クラブの活動に関する事。(削除)
- (4) ボランティア活動等に関する事。
- (5) 会内外の各種団体(協議会・連合会等)との連絡調整に関する事。
- (6) その他会の目的達成に必要な事業。

## 第三章 役員

### 第6条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- |           |                |
|-----------|----------------|
| (1) 会 長   | 1 名            |
| (2) 副 会 長 | 9 名 以 内        |
| (3) 相 談 役 | 必要に応じて置くことができる |
| (4) 監 事   | 2 名            |

### 第7条 (選出の方法)

会長、副会長は互選とし、総会の承認を受ける。監事は総会において理事以外から選出する。また相談役は必要の都度、会長が選任する。

但し、途中で役員に就任する者については、理事会の承認を得るものとする。

### 第8条 (任務の分掌)

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 会 長   | 本会を代表し、会務を統括する。                                 |
| (2) 副 会 長 | 会長を補佐し事故あるときは、その職務を代行する。<br>なお、専門部長及び副部長を兼務できる。 |
| (3) 相 談 役 | 本会の運営に対し補佐及び適切なアドバイス等を行う。                       |
| (4) 監 事   | 本会の会計監査を行う。                                     |

### 第9条 (任期)

役員任期は1年とし、再任を妨げない。但し、任期途中から役員に就任した場合の役員任期は前任者の残任期間とする。

#### 第10条（理事）

役員（監事を除く）、各班の班長、副班長ならびに会長から委嘱選出された者で構成する。但し、班長、副班長の任期は1年とし、留任を妨げない。

### 第四章 会 議

#### 第11条（会議）

本会の会議は、総会、役員会、および理事会、専門部会とする。総会は定期総会および臨時総会とし、会員をもって構成する。  
役員会は監事を除く役員をもって構成する。  
理事会の出席は役員（監事を除く）ならびに各班の代表者、クラブの代表者及び会長から委嘱選出された者で構成する。  
専門部会は、班長、副班長及び各部長から委嘱選出された者をもって構成する。

#### 第12条（招集）

定期総会は、年1回開催する。臨時総会は、会員の3分2以上から要請があった時又は、理事会において総会開催の決議があった時に会長が招集する。  
役員会、理事会は必要に応じて会長が招集する。各部会は部長が招集する。

#### 第13条（成立要件ならびに議長および議決）

会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加える。  
総会、役員会、理事会の議長は会長とし、各専門部会は、それぞれの部長が議長を務める。  
会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

### 第五章 組 織

#### 第14条（専門部会）

本会に、次の専門部を置く。但し、役員会で必要と認めるときは、臨時に専門部を設けることができる。

- (1) 総務部
- (2) 企画部
- (3) 広報部 (削除)

#### 第15条（連合団体）

本会は、広域的問題に対処するため、校友会の連合団体に参加し、連絡調整を行うものとする。

#### 第16条（クラブ）

(削除)

### 第六章 会 計

#### 第17条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

#### 第18条（予算）

本会は、次の予算により運営する。

- (1) 会費 年額3,000円とする。なお、如何なる場合も返却しない。

(2) その他

なお、臨時総会の承認を得て、臨時会費を徴収することがある。

#### 第19条 (支 出)

支出は、総会で議決された予算にもとづき、会の目的にそって行う。

### 第 七 章 会 計 監 査

#### 第20条 (監査と報告)

監事は、会計年度末に会計監査を行い、総会で報告する。

### 第 八 章 付 則

#### 1. 規約の改廃

本会の規約の改廃は、総会の議決を経なければならない。

#### 2. 細則の制定

役員会および理事会は、この規約を実施するに当たり必要がある場合には、細則を定めることができる。

#### 3. 施行日

- 1) 規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 2) 平成24年3月29日から一部改正し施行する。
- 3) 平成25年4月12日から一部改正し施行する。
- 4) 平成26年4月18日から一部改正し施行する。
- 5) 平成30年4月13日から一部改正し施行する。

## 校友会 北浦和校協議会 第9期 規約 第8章(3)による細則 (案)

#### 第 1 条

規約第5条の事業を円滑に実施するため、総務部、企画部の2部を置く。

#### 第 2 条

前条の各部に部長および副部長を置く。

#### 第 3 条

総務部、企画部の分掌業務は次のとおりとする。

<総務部>

- (1) 校友会の事務、総合調整に関わること
- (2) 会員の名簿の作成に関すること
- (3) 会費の管理に関すること
- (4) 協議会・連合会および友好団体との連携等に関すること
- (5) 書記事務に関すること
- (6) 食事会の主催に関すること
- (7) ボランティア活動の支援に関すること
- (8) その他、連絡・広報一般・ホームページに関すること

<企画部>

- (1) 学習会、見学会、親睦会等の事業の企画・実施に関すること
- (2) 各クラブ活動の支援 (削除)

<広報部> (全面的削除)

- (1) 校友会会報等の企画、立案、編集、発行、配布に関すること
- (2) 校友会のホームページに関すること
- (3) その他、連絡・広報一般に関すること

以 上

- 1) 平成27年4月17日から一部改正し施行する。

2) 平成30年4月13日から一部改正し施行する。

